

県立新潟女子短期大学 平成15年度特別受講生の募集のお知らせ

県立新潟女子短期大学では、県民のみなさんの生涯学習意欲の高まりにこたえとともに、地域に開かれた大学となることを目指し、特別受講生制度を実施しています。

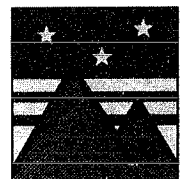
これは授業科目の一部を県民のみなさんに開放し、学生とともに学んでいただく制度です。

また、この公開科目は、新潟県教育委員会が主催する「いきいき県民カレッジ」の講座として参加していますので、受講修了者にはいきいき県民カレッジの単位が認定されます。(本学の単位は認定されません)

- 1、受講資格**
満18歳以上で、半年または1年継続して学習する意欲のある健康な方。学歴・性別は問いません。
- 2、受講料**
無料。ただし、雑費として1科目につき1,000円徴収いたします。
- 3、申込科目数**
全57科目のうち、1人3科目以内とします。
- 4、募集期間**
平成15年2月3日(月)から2月21日(金)まで
- 5、募集要項の請求方法**
御自分の住所・氏名を書いた返信用角形2号封筒(140円切手を貼付)を「特別受講生募集要項請求」と表記した封筒の中に入れ、下記あて先までご送付ください。
- 6、問い合わせ・申し込み先**
〒950-8680 新潟市海老ヶ瀬471
県立新潟女子短期大学 教務係
TEL:025-270-1302 FAX:025-270-5173
ホームページ: <http://www.nicol.ac.jp/ofc/tokubetu.htm>

恩給欠格者、引揚者の皆さまへ

総務省所管の許可法人である平和祈念事業特別基金では、次の方を対象に、内閣総理大臣名の書状などを進呈しています。



旧軍人軍属で恩給などを受けていない、いわゆる恩給欠格者の方

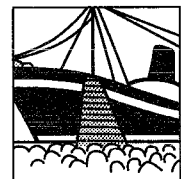
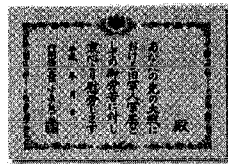
①外地等の勤務経験があり、加算年を含む在職年が3年以上の方及び実在職年が1年以上の方に、内閣総理大臣名の書状・銀杯を贈呈しています。
(平和祈念事業特別基金等に関する法律第43条第1項に定める慰労品の贈呈を受けた方は対象になりません。)

②内地勤務経験のみの方で、加算年を含む在職年が3年以上の方及び実在職年が1年以上の方に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

③上記対象者で、請求を行うことなく亡くなられた方に、ご遺族からの請求に応じて対象者あての内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

(③の請求期限:平成17年3月31日)

※恩給欠格者とは、恩給法令でいう旧軍人軍属であって、年金たる恩給を受給するための最短在職年数に満たない方及び旧軍人軍属としての在職に関連する共済年金等年金たる給付を受ける権利のない方をいいます。



終戦に伴い、本邦以外の地域から引揚げてこられた方

昭和42年の引揚者特別交付金を受給された方に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。
(請求期限:平成15年3月31日)

●請求書類は、各市区町村の福祉関係の担当課に用意してあります。
なお、すでに請求された方は、請求の必要はありません。

お問い合わせ先

☎ 0120-234-933 (フリーダイヤル)
〒163-0231 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル31階

平和祈念展示資料館 (新宿住友ビル31階)では戦争体験の労苦を物語る実物資料等の展示を行っています。(入場無料・月曜休館) ☎03-5323-8710
ホームページ <http://www.heiwa.or.jp/>

平和祈念事業特別基金

もしものときのために…少ない掛金で大きな補償を受けられる

交通災害共済に加入しましょう

会費は年間
一人 500円

交通災害共済とは、会員が交通災害によりケガをしたり死亡した時、その被災者や家族に見舞金を送り、生活の安定と福祉の増進に役立てるため、県内11市町村で共同運営している相互扶助制度です。

加入要件

- 1 県内市町村の区域内に居住している方。
 - 2 県内に居住している家族と生計を一にしている家族で県外に単身赴任している方や親元を離れて生活している学生。
- ※ 但し、家族であっても県外に就職し、独立して生計を維持している方は除きます。

加入方法

- 加入申込書に会費(1人500円)を添えて、以下の方法で申し込みできます。
- (1) 各町内の嘱託員による取りまとめ。
 - (2) 郵便局以外の金融機関(銀行・農協)での申し込み。
 - (3) 役場総務課庶務係での申し込み。

見舞金請求に際しての注意事項

- ◎ 見舞金の請求には医師、柔道整復師等の**実治療日数が7日以上**が必要です。(6日以下のものは請求できません)
- ◎ **請求期間は交通災害を受けた日から起算して1年以内**です。(治療継続中であっても1年を超えると請求できません。)
- ◎ どんなに小さい交通災害でも警察へ届けて**交通事故証明書**を受け取るようにして下さい。(交通事故証明書がない場合の見舞金は9等級を限度として支給されます。)

- ◎ **共済期間**は、平成15年4月1日から平成16年3月31日まで。
(※途中加入の場合は、加入した月の翌日から平成16年3月31日までです。)
- ◎ **お申し込み期間**は、平成15年2月1日から平成15年3月31日まで。

◎ 見舞金支払対象となる交通災害

- 1、自動車、自転車等に伴う交通災害。
(道路上で交通に伴う衝突、転落、接触等の人身事故。)
- 2、電車、ケーブルカー等に伴う交通災害。
(鉄道線路で交通に起因した事故で人の死傷が伴うもの。)
- 3、身体障害者用いす(手動式、電動式、電動三輪車等)に伴う交通災害。
(道路上で交通に伴う衝突、転落、接触等の人身事故。)

× 見舞金支払対象にならない交通災害

- 1、会員の故意または重大な過失による場合。
- 2、会員の無免許、無資格運転または酒気帯び運転(自転車も含む)の場合。
(これらの事情知りながら同乗の場合も含む。)
- 3、会員の犯罪中の行為。
- 4、会員又はその遺族が不正に見舞金の支給を受けようとした場合。
- 5、地震、洪水等の天災による事故。
- 6、単に歩行中にケガをした場合。
(車両等の交通に起因しない人身事故。)

● 共済見舞金等級表

| 等級 | 災害の程度 | 金額 |
|----|--|------------|
| 1 | 死亡 | 1,200,000円 |
| 2 | 身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分1級の障害並びに精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で常に他人の介護を要するもの | 1,200,000円 |
| 3 | 身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分2級の障害並びに精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害 | 700,000円 |
| 4 | 入院36日以上を含む実治療日数107日以上 | 200,000円 |
| 5 | 入院27日以上を含む実治療日数88日以上 | 170,000円 |
| 6 | 入院15日以上を含む実治療日数72日以上 | 140,000円 |
| 7 | 入院12日以上を含む実治療日数57日以上 | 120,000円 |
| 8 | 入院5日以上を含む実治療日数43日以上 | 100,000円 |
| 9 | 入院通院の実治療日数27日以上 | 70,000円 |
| 10 | 入院通院の実治療日数13日以上 | 50,000円 |
| 11 | 入院通院の実治療日数7日以上 | 30,000円 |

一日約1円の安い会費でみんなが安心

家族そろって加入しましょう。



交通災害は誰もが遭いたいとは思っていません。しかし、いつ、どこで遭うか分かりません。ぜひこの機会に加入して万一の交通災害に備えましょう。
また、何か不明な点がありましたら役場総務課庶務係(内線251)までご一報ください。